

# 山梨県公報

第二千三百二十号

平成二十五年

五月十三日

月 曜 日

## 目次

救急病院等の認定	三三
特定非営利活動法人の設立の認証申請	三三
一般競争入札について	三三
非農用地区域内に換地する土地の指定	三三
基本測量の終了	三三
公安委員会	三三
技能検定員等審査の実施	三三

## 告示

### 山梨県告示第七十六号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十五年五月十三日

救急病院の名称及び所在地

山梨県知事 横内 正明

名 称	所 在 地
国民健康保険富士吉田市立病院	富士吉田市上吉田六千五百二十番地

二 認定期間

平成二十五年五月一日から平成二十八年四月三十日まで

## 公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年五月十三日

山梨県知事 横内 正明

一 申請のあった年月日 平成二十五年四月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人甲斐けもの社中

2 代表者の氏名 望月 忠男

3 主たる事務所の所在地 山梨県南アルプス市十五所二百六十一番地一

4 定款に記載された目的

この法人は、野生動物による農作物被害や生活被害を防止、軽減するために、利害関係各所への被害対策支援、被害対策コンサルティング、社会教育活動、普及啓発活動などを包括的に行うことによつて、地域社会の安定化及び活性化を図り、野生動物と地域住民の持続的な生活の質の向上に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十五年五月一日から同年六月三十日まで

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、地方自治法施行令第六十七条の六第一項の規定により公告します。

平成二十五年五月十三日

山梨県知事 横内 正明

一 一般競争入札に付する事項

1 購入物品の名称及び数量 普通乗合自動車・リフト付スクールバス 一台

2 購入物品の仕様等

別紙仕様書のとおり

3 納入期限

平成二十六年一月十七日

4 納入場所

山梨県立わかば支援学校ふじかわ分校

山梨県南巨摩郡富士川町鯉沢五六七三

二

一 一般競争入札の参加資格

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
  - 2 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
  - 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
  - 4 この公告に示した調達物品の規格（仕様）に適合した物品及び数量を確実に納入できることを証明した者であること。
  - 5 納入しようとする物品に係るアフターサービスを知事の求めに応じて山梨県内で速やかに提供できることを証明した者であること。
  - 6 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿において登録業種（物品）のうち「車両」が登録されている者であること。
  - 7 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- 三 入札手続等
- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市内一丁目六番一号 山梨県総務部  
管財課庁舎管理担当 電話〇五五 二二三 一三九二
  - 2 入札説明書の交付方法  
この公告の日から平成二十五年五月二十日（月）までの、山梨県の休日を含め、これを除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の交付場所において交付する。
  - 3 入札参加資格確認申請書の提出方法  
この公告の日から平成二十五年五月二十日（月）までの、県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の場所に提出する。
  - 4 入札及び開札の日時及び場所  
平成二十五年六月二十一日（金）午後二時  
山梨県甲府市内一丁目九番十一号 山梨県県民会館六階 六〇四会議室
  - 5 入札方法

- 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額をもつて落札価格とするので入札者は、契約希望金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効  
この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
  - 7 落札者の決定方法  
規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。
  - 8 その他入札に関する事項は入札心得（別紙）を確認すること。
- 四 その他
- 1 入札保証金  
免除
  - 2 契約保証金  
契約を締結しようとする者は、規則第百九条に規定する契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
  - 3 契約書作成の要否
  - 4 違約金の有無  
有
  - 5 落札者が契約締結までの間に、二に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなつた場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。
  - 6 その他  
詳細は、入札説明書による。
- 非農用地区域内に換地する土地の指定  
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二第一項の規定により、次の土地について非農用地区域内に換地を定める土地として指定した。  
平成二十五年五月十三日
- 一 地区名  
山梨県知事 横 内 正 明

県営畑地帯総合整備事業鳥原平地区  
第二十三条の二第二項の通知をした年月日  
平成二十五年五月一日

三 指定をした土地

北杜市白州町鳥原字大北二十五番地及び字菖蒲沢六百四十番地

● 基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、平成二十五年四月二十二日付けで国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。  
平成二十五年五月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 作業種類 基本測量（湖沼湿原調査）
- 二 作業期間 平成二十四年九月二十日から平成二十五年三月三十一日まで
- 三 作業地域 南都留郡富士河口湖町の一部（西湖地区）

## 公安委員会

● 技能検定員等審査の実施

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第九十九条の二第四項第一号イの規定による技能検定に関する技能及び知識に行う審査（以下「技能検定員審査」という。）及び法第九十九条の三第四項第一号イの規定による自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施する。  
平成二十五年五月十三日

山梨県公安委員会

委員長 櫻 井 洋

一 審査の種類

1 技能検定員審査

大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許、特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及び牽引免許をいう。以下同じ。）及び大型自動車第二種免許等（大型自動車第二種免許、中型自動車第一種免許及び普通自動車第二種免許をいう。以下同じ。）に係る各技能検定員審査

2 教習指導員審査

大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許、特定第一種運転免許及び大型自動車第二種免許等に係る各教習指導員審査

二 審査日時及び場所

1 審査日時

平成二十五年六月二十五日（火）、六月二十七日（木）及び六月二十八日（金）の午前九時から午後五時まで

2 審査場所

山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県総合交通センター

三 受付期間及び場所

1 期間

平成二十五年五月二十三日（木）から平成二十五年六月七日（金）まで

2 場所

山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課教習所指導係

四 審査内容

1 技能検定員審査

技能検定に関する技能及び知識

2 教習指導員審査

教習に関する技能及び知識

五 審査手数料

1 技能検定員審査

(一) 大型自動車免許及び中型自動車免許  
二万三千五百円

(二) 普通自動車免許  
一万九千六百五十円

(三) 特定第一種運転免許  
一万四千五百円

(四) 大型自動車第二種免許等  
二万千八百五十円

二 教習指導員審査

(一) 大型自動車免許及び中型自動車免許  
一万五千円

(二) 普通自動車免許  
一万千八百円

(三) 特定第一種運転免許  
九千四百五十円

(四) 大型自動車第二種免許等  
一万二千八百五十円

なお、山梨県収入証紙により納付すること。

六 その他

1 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課  
(電話〇五五(二八五)〇五三三内線五九二)に問い合わせること。

2 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出す  
るとともに、その受けようとする審査に係る運転免許証を提示すること。

大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けよう  
とする者は、当該審査の種類に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証又  
は教習指導員資格者証を提示すること。

なお、審査細目の免除者は、免除該当者であることを証明するものを添付し、申  
請すること。